

三重DMAT派遣要請の考え方（案）について

1. 経緯

三重DMATの派遣については、三重DMAT運営要綱（以下、「運営要綱」という。）第7条において、「知事は、前条の派遣基準に照らし、三重DMATを派遣し対応することが効果的であると判断したときは、指定病院の長に対して三重DMATの派遣を要請する。」こととしています。

また、三重DMAT運営計画（以下、「運営計画」という。）第3条において、「三重DMATの派遣は、知事からの派遣要請を基本とする。ただし、突発的な災害の発生に的確に対応するため、地域の消防機関等からの災害時の情報に基づき、知事の要請を受ける前に指定病院の長が三重DMATを派遣することを認める。」こととしています。

しかし、運営要綱及び運営計画において、三重DMATの派遣に関する具体的な手順や派遣順などの仕組みについては明確に定められていないため、迅速・的確にDMAT派遣が行えるよう具体的にDMAT派遣の仕組みを構築する必要があります。

2. 検討状況

三重DMATやSCUの運用、活動の検証及び研修のあり方等について協議を行う「三重DMAT・SCU連絡協議会」内に設置した「三重DMAT活動要領策定作業部会」において検討し、部会案（資料2-2）を作成しました。部会案をもとに三重DMAT・SCU連絡協議会において、さらなる検討を進めています。

3. 主な検討内容

（1）県内外大規模災害発生時

- ・県がどのように三重DMATに派遣要請するか
- ・三重DMATの派遣順をどうするのか

（2）県内局所災害発生時

- ・交通災害や土砂災害など局所災害を覚知した消防機関がどのようにDMAT指定病院に情報連絡を行うか
- ・消防機関からの情報連絡に対してどのようにDMAT指定病院が対応するか

4 今後の予定

引き続き、三重DMAT・SCU連絡協議会において、大規模災害時や局所災害時により迅速・的確にDMAT派遣を行うことができるよう検討を進めていきます。

(参考)

○三重DMAT運営要綱(抜粋)

(派遣要請等)

- 第7条 知事は、前条の派遣基準に照らし、三重DMATを派遣し対応することが効果的であると判断したときは、指定病院の長に対して三重DMATの派遣を要請する。
- 2 指定病院の長は、知事からの要請を踏まえ、三重DMATの派遣が可能と判断した場合には、速やかに知事に連絡するとともに、知事の指示に従い三重DMATを派遣する。
 - 3 指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、知事の要請を受ける前に三重DMATを派遣したときは、速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。
 - 4 前項の規定により知事が承認した三重DMATの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。
 - 5 知事は、三重DMATの派遣要請を行う際には、関係機関と調整のうえ、三重DMATの想定される業務及び現場の状況等の情報を指定病院に伝える。
 - 6 現場での活動が終了した後、指定病院の長は三重DMAT活動記録報告書(別記様式第3号)により知事に報告する。

○三重DMAT運営計画(抜粋)

第3 派遣・待機要請の手続き

- (1) 運営要綱第7条の規定による派遣要請及び運営要綱第8条の規定による待機要請(以下「派遣・待機要請」という。)にかかる県の窓口は、三重県医療保健部地域医療推進課とする。
- (2) 派遣・待機要請の連絡方法は、基本的に広域災害救急医療情報システム(EMIS)からの電子メールによるものとする。
ただし状況により、補完的に電話等の通信手段を利用する場合もある。
- (3) 三重DMATの派遣は、知事からの派遣要請を基本とする。
ただし、突発的な災害の発生に的確に対応するため、地域の消防機関等からの災害時の情報に基づき、知事の要請を受ける前に指定病院の長が三重DMATを派遣することを認める。この場合、運営要綱第7条第3項の規定に基づき、指定病院の長は、三重DMATを派遣した旨を速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。
- (4) 知事は、三重DMATの派遣に際し、被災現場に関する情報を指定病院に伝えるように努める。